

市民課・会計課の窓口受付時間を見直します

－平日「午前9時から午後4時30分まで」に短縮－

燕市ではこれまで、住民票等のコンビニ交付や市税のキャッシュレス納付の普及など、市民の利便性向上に取り組んできたことなどから、来庁者が減少傾向にあります。

そこで来年の1月4日から、市民課と会計課の2課において、来庁者の少ない時間帯の窓口受付時間を短縮する試行運用を行います。短縮した時間を業務改善の時間に充てるなど、さらなる市民サービスの向上に努めてまいります。

【窓口受付時間見直しの概要】

1.対 象 課：市民課および会計課（市役所1階①～⑦番窓口）

※市民課・会計課以外の部署の窓口受付時間に変更はありません。

2.開始時期：令和9年1月4日（月）

3.受付時間：平日、水曜延長窓口および休日窓口の受付時間を変更します。

曜日	変更前	変更後
平日（月～金）	午前8時30分から 午後5時15分まで	午前9時から 午後4時30分まで
水曜延長窓口	午後5時15分から 午後7時30分まで	午後4時30分から 午後7時30分まで
休日窓口 （第2日曜日・第4土曜日）	午前8時30分から 正午まで	午前9時から 正午まで

※ 水曜延長窓口および休日窓口は、現行どおり市民課・収納課の一部業務を実施。

※ 収納課の水曜延長窓口開始時間は、午後5時15分からで変更ありません。

4.試行期間：令和9年6月30日（水）まで。

※見直しに伴う市民および他部署への影響や課題を総合的に検証したうえで、令和9年7月1日（木）から本格運用を予定しています。

5.そ の 他：職員の勤務時間および電話受付時間に変更はありません。



本件についてのお問い合わせ先
市民生活部 市民課：川本
電話：0256-77-8125（直通）
会計課：春木
電話：0256-77-8391（直通）